

(育成環境課関係)

1. 児童館事業について

児童館は、地域における児童健全育成のための活動の拠点として積極的に活用していくことが必要であり、次の事項に留意して、事業内容の充実を図られたい。

(児童館整備の国庫補助について)

昨年、大阪府内の小学校の児童殺傷事件を踏まえ、児童館の安全管理について、所要の措置を講じたところであり、今後も地域と一体となって児童の安全管理に努めていただきたい。(資料2)

児童館等の創設、改築に当たっては、市町村の整備計画に対応するよう願いたい。

なお、整備費の国庫補助に当たっては、従来から未設置市町村における創設整備、児童育成計画等に基づく創設整備及び他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備を推進しているところであり、これらの点についても留意されたい。

また、市町村の整備計画作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下の点について適切に対応されたい。

- ① 中学生、高校生も含めた広い年齢の児童のための居場所となること。
- ② 地域の子育て家庭の支援や子育て家庭の相互交流が図られる場となること。
- ③ 児童が異年齢児との人間関係を形成できる場となること。
- ④ 放課後児童健全育成事業を積極的に実施すること。

(児童館の運営について)

児童館の運営については、上記の観点及び平成14年度からの学校週5日制の実施を踏まえ、土曜、日曜日、祝日の開館や開館時間の延長などが促進されるよう、市町村等への指導方特段の配慮をお願いしたい。

さらに、母親クラブやNPO等の関係諸団体・機関との連携を進め、地域に根ざした児童館活動の一層の発展を促していただきたい。

また、平成14年度においては、子どもと家庭を巡る現下の課題に対応し、児童館を拠点とした母子家庭等の自立支援や児童虐待防止など、児童館の機能を活かした創意ある活動の推進に努めていただきたい

い。

なお、平成14年度から文部科学省において、「子ども放課後・週末活動等支援事業」が実施されることとなったので、児童館事業に積極的に取り入れるなど、関係部局との連携を行い、適切かつ円滑に事業が実施されるようお願いしたい。

(民間児童館事業の推進について)

民間児童館の活動に対しては、平成12年度から、従来の「民間児童厚生施設等活動推進事業費」による補助を充実し、民間児童館の推進をお願いしているところであるが、取組が十分とは言えないことから、平成14年度予算案においては、「民間児童館地域活動推進費」について従前のメニュー事業を下記のとおり見直すなど、一層の推進を図ることとしているので、積極的な取組をお願いする。

- (ア) 児童健全育成相談支援事業
- (イ) 自然体験活動事業
- (ウ) 子どもボランティア育成支援事業
- (エ) 巡回児童館事業
- 新 (オ) 年長児童等来館促進事業
- 新 (カ) 特別事業

・上記6事業のうち、3事業以上を実施
1事業あたり200千円

「児童福祉施設併設型民間児童館事業」については、「保育所併設型民間児童館事業」からの移行分や新規設置分を考慮し、平成14年度予算案においては、実施か所数を大幅に増加することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、(財)こども未来財団においてモデル的に実施している「保育所併設型民間児童館事業」については、平成16年度までに「児童福祉施設併設型民間児童館事業」へ移行することとしているので、移行計画を当課に報告されていない関係都道府県、市町村においては、早急に検討し、報告されたい。(資料4)

なお、平成14年度においては、(財)こども未来財団からの助成を廃止し、国からの直接補助とするので、関係都道府県、市町村においては、申請書等の取りまとめにご協力方お願いしたい。

2. 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成13年7月、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、これを踏まえ、新エンゼルプランに上乗せをし、平成14年度予算案においては、800か所増の10,800か所にすることとしたので、必要な地域において積極的な設置促進を図るようお願いしたい。

なお、平成14年度予算案においては、以下の点について改善を図ることとしている。

① 小規模クラブ（10人以上20人未満）に対する補助対象の拡大
小規模クラブに対する補助要件（過疎地等）を撤廃する。

② 土曜日等開設加算の創設

学校週5日制に対応するため、主として、土曜日に開設する放課後児童クラブに対して補助額の加算を行い、土曜日等（日曜、祝日を含む。）の開設を促進する。（資料6）

③ 放課後児童等の衛生・安全対策について

民営の放課後児童クラブや認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、利用児童の衛生及び安全を確保する。（資料7）

（放課後児童健全育成事業のi－子育てネットへの対応）

放課後児童クラブについての情報を（財）こども未来財団が運営している「i－子育てネット」への掲載を予定しているので、今後、都道府県等に対し、管内市町村の放課後児童クラブについて調査することとしているので、ご協力方よろしくお願いする。

3. 子育て支援のための拠点施設の整備について

放課後児童クラブの運営を行うための施設整備等については、「子育て支援のための拠点施設の設置について」（平成11年1月7日児発第14号）や「余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について」（平成11年3月24日社援第709号）により、他の児童福祉施設に併設する形で整備をしたり、学校の余裕教室など既存の施設を活用する形で国庫補助

を行ってきたところであるが、平成13年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、これを踏まえ、放課後児童クラブの設置をより一層推進するため、放課後児童クラブを実施する単独施設の整備について、平成13年度第1次補正予算から国庫補助の対象とすることにしたので、これらを活用し、放課後児童クラブ等に利用される拠点の設置を促進されたい。

4. 地域組織活動について

児童の健全な育成を図るために行政機関及び児童館などの活動とともに、地域住民の積極的参加による地域組織活動が重要である。

そのため、近年、子育て支援サークルや子育て支援NPO等の活動が増加していることを踏まえ、地域組織活動の組織及び運営に係る要件を満たす場合、国庫補助の対象としており、平成14年度予算案において実施か所数の増を図ることとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、全国母親クラブ連絡協議会は、平成14年4月から「全国地域活動連絡協議会」に名称を変更することとなったのでお知らせする。

なお、全国地域活動連絡協議会においては、平成14年度も引き続き、「遊び場における遊具の点検及び事故防止活動事業」を実施することとしているので、管内市町村にご協力方をお願いしたい。

5. 児童環境づくり基盤整備事業について

児童育成事業臨時安定運営等対策事業については、都道府県又は市町村が地域の実情に応じて実施する児童福祉に関する普及啓発事業や児童健全育成に関する模範的・奨励的事業等で、他の国庫補助の対象となるものについて助成するものであり、都道府県はもとより特に市町村において、家庭における子育てのあり方に関する啓発事業、児童自身が企画・運営等に参加できる事業等、地域の子どもや家庭に関わる独創的な新しい事業展開への積極的な取組をお願いしたい。

6. 児童福祉週間について

児童福祉の向上を図るために、昭和22年以来、毎年5月5日からの1週間を「児童福祉週間」と定め、都道府県等の協力の下に、多様な取組が展開できるように努めているところである。各都道府県等におかれても、児童を取り巻く様々な問題に対する各種の啓発事業や行事を展開し、より一層の児童福祉の向上に努められたい。なお、地方公共団体の事業実施については児童育成事業臨時安定運営等対策事業を十分活用し、児童自身の政策等に対する意見を取り上げる機会を設ける等、新しい事業展開をされたい。

平成14年度の「児童福祉週間」の標語については、全国から4,683点の作品が寄せられ、次の作品が平成14年度の「児童福祉週間」の標語に決定したところであるので、行事等において種々ご活用いただきたい。

標語の募集に当たり、都道府県等をはじめ関係各位に格別のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げる。

「心で聴こう 子どもの言葉 心で観よう 子どもの姿」
(竹内 朱美さん(愛知県)の作品)

7. 児童委員及び主任児童委員について

近年、児童相談所への虐待相談件数が急増するなど児童虐待の増加が指摘されており、家庭に潜行しがちな虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応を図ることが特に重要である。

このような状況の中で、地域住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が、地域の状況等について的確に把握するとともに、児童相談所等の関係機関と連携して、児童虐待などの早期発見、早期対応に取り組むことが重要と考えており、各都道府県におかれては、研修会の実施に加え、児童委員、主任児童委員への一層の指導について、ご協力をお願いしたい。

平成14年度は、都道府県及び指定都市が実施する全ての児童委員を対象とした、児童虐待防止活動への取組に関する研修会に助成を行うこととしている。児童相談所を中心に、地域の実情にあった開催方法、テーマ等を設定していただき、児童委員自らが参加できるよう、実践的な

研修会を実施していただきたい。

また、平成9年6月に公表された『「人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』においては、特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進等を掲げており、児童委員、主任児童委員に対する人権・同和問題に関する理解を深めるための研修等の充実、強化にご配慮願いたい。

(育成環境課関係資料)

(資料1)

平成14年度厚生保険特別会計児童手当勘定予算(案)の概要

	13年度予算額 千円	14年度予算案 千円	差引増△減額 千円	備考
【歳入】				
拠出金収入	145,594,651	148,246,474	2,651,823	○拠出金率 1.1/1000(前年同) 年金関係基礎計数 被保険者数 (+2.46%) 33,314千人 → 34,134千人 標準報酬月額 (+0.64%) 322,366 円 → 324,414 円
一般会計より受入	189,836,262	191,656,431	1,820,169	
積立金より受入	12,159,264	15,823,805	3,664,541	
雑収入	256,681	6,338	△ 250,343	
前年度剩余金受入	540,406	9,120,393	8,579,987	
計	348,387,264	364,853,441	16,466,177	
【歳出】				
被用者児童手当 交付金	244,571,873	245,464,518	892,645	・支給児童数 (+18千人) 5,958千人 → 5,976千人
非被用者児童手当 交付金	56,411,827	69,501,560	13,089,733	・支給児童数(被用者分) 4,692千人 → 4,532千人 ・支給児童数(非被用者分) 1,266千人 → 1,444千人
業務取扱費	11,835,357	11,556,763	△ 278,594	
諸支出金	26,584	15,702	△ 10,882	
児童育成事業費	31,541,623	34,314,898	2,773,275	
予備費	4,000,000	4,000,000	0	
計	348,387,264	364,853,441	16,466,177	

(資料2)

児童館の安全管理について

児童の安全の確保については、大阪府内の小学校の児童殺傷事件を踏まえ、各地方自治体を通じて適切な安全管理に努めるよう注意喚起し、さらに安全の確保を一層充実するため、点検項目を策定し通知したところです。

一方、児童館は、従来から地域に開かれた施設であることから、地域と一体となって児童の安全確保に努めていただいているところです。

今般、児童の安全管理対策のための設備整備等について、平成13年度に引き続き下記の措置を講じることとしました。

なお、警察機関への非常通報装置等の整備については平成14年度までの措置ですので、整備もれが生じないよう特にご留意願います。

記

1 対象施設

小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）

2 整備内容

(1)警察機関への非常通報装置等の整備

平成14年度までの臨時特例の措置として実施する。

(対象品目)・警察機関への非常通報装置

・その他テレビカメラ付きインターホン、人感センサー付き
防犯ベル、防犯ミラーなど児童館の安全管理に必要なもの

(補助基準単価) 1施設 300千円以上 600千円以内

(2)消防機関への非常通報装置等の整備

(対象品目)・消防機関への非常通報装置設備

(補助基準単価)

①新たに整備する場合

1施設 528千円

②既に整備済みのものに自動火災報知設備と連動するため
の蓄積機能を付加する場合

1施設 265千円

(資料3)

児童館等の設置状況

No.	自治体名	児童館・児童センター等	大型児童館	児童遊園	放課後児童クラブ か所数	児童数	母親クラブ か所数	会員数
1	北海道	○	282	0	23	436	14,840	○ 117 12,000
2	青森県	○	114	0	45	154	6,252	○ 188 9,685
3	岩手県	○	135	0	103	117	4,981	○ 177 9,681
4	宮城県	○	78	1	250	109	3,264	○ 80 3,710
5	秋田県	○	114	1	7	85	4,511	○ 1,700 35,371
6	山形県	○	76	0	106	108	4,241	○ 119 6,519
7	福島県	○	72	0	23	147	8,163	○ 105 6,323
8	茨城県	○	45	1	18	269	10,041	○ 41 2,635
9	栃木県	○	50	1	16	232	7,846	○ 34 1,637
10	群馬県	○	59	1	3	185	6,703	○ 39 1,835
11	埼玉県	○	112	0	18	686	29,743	○ 57 2,666
12	千葉県	○	71	0	699	373	13,056	○ 2 92
13	東京都	○	619	2	122	1,263	55,883	○ 240 2,221
14	神奈川県	○	46	0	5	290	10,172	○ 180 4,221
15	新潟県	○	72	1	126	204	6,619	○ 29 2,063
16	富山県	○	47	1	21	114	6,476	○ 287 20,604
17	石川県	○	90	3	7	155	5,240	○ 139 7,185
18	福井県	○	101	0	2	87	2,634	○ 296 16,974
19	山梨県	○	41	0	9	105	3,645	○ 23 1,126
20	長野県	○	154	0	25	193	7,512	○ 61 3,909
21	岐阜県	○	68	0	13	170	4,555	○ 35 1,811
22	静岡県	○	46	0	203	272	9,987	○ 100 3,791
23	愛知県	○	246	1	909	407	13,835	○ 152 12,713
24	三重県	○	41	1	11	110	3,290	○ 11 529
25	滋賀県	○	46	1	58	135	4,703	○ 29 1,396
26	京都府	○	48	0	0	170	5,754	○ 17 382
27	大阪府	○	45	1	6	585	24,841	○ 0 0
28	兵庫県	○	75	2	3	338	11,992	○ 65 3,648
29	奈良県	○	58	0	12	155	5,914	○ 13 790
30	和歌山県	○	108	0	1	75	1,711	○ 777 24,867
31	鳥取県	○	49	0	11	69	2,544	○ 104 4,356
32	島根県	○	30	0	11	84	2,079	○ 28 1,096
33	岡山県	○	46	1	17	172	6,650	○ 161 7,608
34	広島県	○	41	0	5	220	7,701	○ 25 4,601
35	山口県	○	43	0	83	233	7,343	○ 198 9,995
36	徳島県	○	56	0	4	64	2,179	○ 38 2,305
37	香川県	○	59	1	2	115	3,513	○ 145 9,202
38	愛媛県	○	29	1	14	96	4,562	○ 709 85,156
39	高知県	○	31	0	43	73	2,977	○ 28 1,020
40	福岡県	○	48	0	592	298	12,894	○ 16 765
41	佐賀県	○	30	0	14	118	3,934	○ 19 1,107
42	長崎県	○	39	0	71	150	6,000	○ 37 2,729
43	熊本県	○	48	0	11	182	7,320	○ 43 2,790
44	大分県	○	29	0	24	109	3,872	○ 49 1,815
45	宮崎県	○	69	0	263	109	3,185	○ 152 7,828
46	鹿児島県	○	39	0	11	160	4,942	○ 14 729
47	沖縄県	○	47	0	3	166	6,133	○ 20 1,244
48	札幌市	○	1	0	12	175	6,613	○ 0 0
49	仙台市	○	61	0	39	102	2,994	○ 49 1,210
50	千葉市	○	0	0	11	65	2,654	○ 0 0
51	横浜市	○	0	0	1	159	6,225	○ 0 0
52	川崎市	○	59	0	0	117	4,229	○ 167 8,773
53	名古屋市	○	18	0	17	196	6,504	○ 0 0
54	京都市	○	91	0	0	125	6,101	○ 70 3,600
55	大阪市	○	22	0	0	198	7,637	○ 0 0
56	神戸市	○	113	0	2	150	5,895	○ 103 4,041
57	広島市	○	99	0	0	137	5,518	○ 71 3,041
58	北九州市	○	42	0	2	98	3,400	○ 24 1,658
59	福岡市	○	1	0	0	134	8,133	○ 0 0
計			4,399	21	4,107	11,803	452,135	7,383 367,053

資料 1 児童館・児童遊園数は、厚生労働省『社会福祉施設等調査報告』(平成12年10月1日現在)

2 放課後児童クラブ数は、育成環境課調(平成13年5月1日現在)

3 母親クラブ数は、育成環境課調(平成9年4月1日)

4 児童館・児童センター等か所数の○は、児童館連合会をもつ都道府県・指定都市(独自の組織を持たず、県児童館連合会含まれる指定都市も○と表記)

5 母親クラブか所数の○は、連絡協議会を設置している都道府県・指定都市

(資料4)

児童福祉施設併設型民間児童館と保育所併設型民間児童館の状況

(単位:か所)

No	自治体名	11年度			12年度			13年度			保併型	
		児併型			保併型	児併型			既設	計		
		移行	新規	計		移行	移行済	新規				
1	北海道	1				1	1			1		
2	青森県											
3	岩手県											
4	宮城県	1			1					1		
5	秋田県											
6	山形県	1			1	1				1		
7	福島県											
8	茨城県	2			2	1				1	1	
9	栃木県	2	1	1	1	1	1			2		
10	群馬県	1	1	1			1			1		
11	埼玉県	1			1					1		
12	千葉県											
13	東京都	1			1					1		
14	神奈川県											
15	新潟県											
16	富山県	1			1					1		
17	石川県											
18	福井県											
19	山梨県											
20	長野県	1			1					1		
21	岐阜県											
22	静岡県	1	1	1	1		1		1	1		
23	愛知県	1			1					1		
24	三重県							2	2			
25	滋賀県	1				1				1		
26	京都府	1			1					1		
27	大阪府	1			1	1				1		
28	兵庫県											
29	奈良県	1			1					1		
30	和歌山县											
31	鳥取県	1			1					1		
32	島根県											
33	岡山県											
34	広島県											
35	山口県											
36	徳島県											
37	香川県	2				2				2		
38	愛媛県	1			1	1				1		
39	高知県											
40	福岡県	1			1					1		
41	佐賀県											
42	長崎県	2		1	1	2	2		1	3		
43	熊本県	3			3					3		
44	大分県	3			3	2				2	1	
45	宮崎県	1			1	1		1		2		
46	鹿児島県	5			5					5		
47	沖縄県											
48	札幌市											
49	仙台市											
50	千葉市											
51	横浜市											
52	川崎市											
53	名古屋市											
54	京都市			1	1				1	1		
55	大阪市	2				2			1	1	2	
56	神戸市	1			1	1				1		
57	広島市											
58	北九州市											
59	福岡市											
計		40	3	2	5	36	13	3	4	2	22	24

(注)「移行」とは、当該年度に保育所併設型から児童福祉施設併設型に移行したもの。をいう。

「移行済」とは、前年度までに保育所併設型から児童福祉施設併設型に移行したもの。をいう。

「新規」とは、当該年度に児童福祉施設併設型を新たに開始したので、保育所併設型から移行していないものをいう。

「既設」とは、前年度までに、児童福祉施設併設型を開始したもので、保育所併設型から移行していないものをいう。

(資料 5)

放課後児童健全育成事業

(1) 平成14年度放課後児童健全育成事業費単価

利用児童数	年間開設日数	
	280日以下	281日以上
10人～19人	—	1,954千円
基本額	20人～35人	2,360千円 3,057千円
大規模加算	36人～70人	1,621千円 1,955千円
	71人以上	3,242千円 3,910千円
長時間開設加算 1日6時間を超え、かつ 18時を超えて開設する場合		603千円 630千円
障害児加算	—	1,420千円
新 土曜日等開設加算	—	446千円

(注) ・上記の単価については、事業に係る経費であり、国庫補助

基準額は1／2である。

・新とあるのは、平成14年度の新規事業である。

(2) 職員資質向上費については、1県あたり500千円である。(前年同)

新 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策については、職員1人当たり4,200円である。

(資料6)

放課後児童健全育成事業の土曜日等開設加算について（案）

1 趣 旨

平成14年度から、学校週5日制が実施されることに伴い、主として、土曜日に保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童の健全育成を図るとともに、当該児童の居場所づくりのため、土曜日等（日曜、祝日を含む。）に開設する放課後児童クラブに対して、補助額の加算を行うことにより、土曜日等の開設を促進し、放課後児童クラブの利用者のニーズに応えるとともに、放課後児童クラブの運営の充実を図るものである。

2 対 象

開設日数が281日以上であり、原則、全土曜日に開設している放課後児童クラブであること。（祝日及び休日並びに年末年始の土曜日は含まない。）

なお、日数に換算すると281日に加えて10日以上開設する放課後児童クラブとなる。

3 加算額

1クラブ当たり年額223千円を国庫補助基準額に加算する。

(資料7)

放課後児童等の衛生・安全対策について（案）

1 趣旨

放課後児童健全育成事業等については、利用児童の衛生及び安全を確保するため、従事する職員が健康であることは必要不可欠であり、また、職員が結核などの感染症に罹患していることを知らないで、児童に接することを未然に防ぐことが大切である。

そのため、民営の放課後児童クラブや認可外保育施設に従事する職員に対して、健康診断を実施することにより、利用する児童の衛生及び安全を確保するものである。

2 実施方法

- ・実施主体：指定都市、中核市、市町村（特別区も含む）
- ・負担割合：国1／3、都道府県1／3、市町村1／3（間接補助）
国1／3、指定都市、中核市2／3（直接補助）
- ・対象者

民営の放課後児童クラブ、認可外保育施設に従事する職員

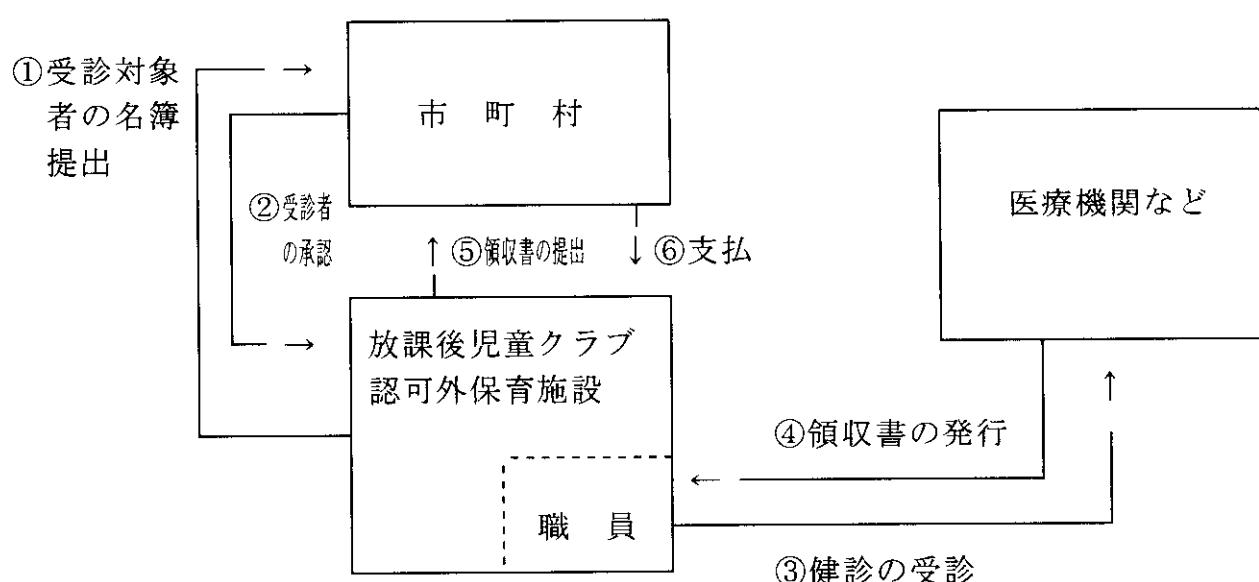
3 基準額（案）

1人当たり4,200円

4 健康診断の実施方法

市町村は、健康診断の実施にあたり、既存の健診制度等を活用するなどして実施すること。

○健診の一例



(資料 8)

都道府県・指定都市・中核市別放課後児童クラブ数及び児童数

(単位：か所、人)

No	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	399	13,545
2	青森県	154	6,252
3	岩手県	117	4,981
4	宮城県	109	3,264
5	秋田県	63	3,882
6	山形県	108	4,241
7	福島県	118	6,810
8	茨城県	269	10,041
9	栃木県	195	6,311
10	群馬県	185	6,703
11	埼玉県	686	29,743
12	千葉県	373	13,056
13	東京都	1,263	55,883
14	神奈川県	268	9,586
15	新潟県	155	4,377
16	富山県	70	3,590
17	石川県	99	2,907
18	福井県	87	2,634
19	山梨県	105	3,645
20	長野県	184	7,275
21	岐阜県	128	3,677
22	静岡県	192	7,408
23	愛知県	349	12,106
24	三重県	110	3,290
25	滋賀県	135	4,703
26	京都府	170	5,754
27	大阪府	585	24,841
28	兵庫県	289	10,620
29	奈良県	155	5,914
30	和歌山県	33	809
31	鳥取県	69	2,544
32	島根県	84	2,079
33	岡山県	122	4,232
34	広島県	169	5,904
35	山口県	233	7,343
36	徳島県	64	2,179
37	香川県	85	2,677
38	愛媛県	58	2,884
39	高知県	38	1,153
40	福岡県	298	12,894
41	佐賀県	118	3,934
42	長崎県	107	3,950
43	熊本県	118	4,504
44	大分県	74	2,599
45	宮崎県	56	1,857
46	鹿児島県	117	3,132
47	沖縄県	166	6,133
都道府県合計		9,129	347,846

(単位：か所、人)

No	指定都市・中核市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	175	6,613
49	仙台市	102	2,994
50	千葉市	65	2,654
51	横浜市	159	6,225
52	川崎市	117	4,229
53	名古屋市	196	6,504
54	京都市	125	6,101
55	大阪市	198	7,637
56	神戸市	150	5,895
57	広島市	137	5,518
58	北九州市	98	3,400
59	福岡市	134	8,133
指定都市合計		1,656	65,903
60	旭川市	37	1,295
61	秋田市	22	629
62	郡山市	15	659
63	いわき市	14	694
64	宇都宮市	37	1,535
65	横須賀市	22	586
66	新潟市	49	2,242
67	富山市	44	2,886
68	金沢市	56	2,333
69	長野市	9	237
70	岐阜市	42	878
71	静岡市	32	951
72	浜松市	48	1,628
73	豊橋市	35	1,256
74	豊田市	23	473
75	堺市	0	0
76	姫路市	49	1,372
77	和歌山市	42	902
78	岡山市	50	2,418
79	福山市	51	1,797
80	高松市	30	836
81	松山市	38	1,678
82	高知市	35	1,824
83	長崎市	43	2,050
84	熊本市	64	2,816
85	大分市	35	1,273
86	宮崎市	53	1,328
87	鹿児島市	43	1,810
中核市合計		1,018	38,386

総合計 11,803 452,135

(平成13年5月1日育成環境課調べ)

(資料9)

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ：平成13年5月1日現在)

○ クラブ数及び登録児童数

ク ラ ブ 数	1 1 , 8 0 3 か所
登 録 児 童 数	4 5 2 , 1 3 5 人

○ 学年別登録児童の状況

学 年	児 童 数	割 合
総 数	4 5 2 , 1 3 5	1 0 0 . 0 %
小学1年生	1 7 1 , 9 8 4	3 8 . 0 %
小学2年生	1 3 6 , 3 5 9	3 0 . 2 %
小学3年生	9 4 , 1 1 8	2 0 . 8 %
小学4年生以上・その他	4 9 , 6 7 4	1 1 . 0 %

○ 実施場所別の状況

実 施 場 所	か 所 数	割 合
総 数	1 1 , 8 0 3	1 0 0 . 0 %
学校の余裕教室	2 , 9 8 2	2 5 . 3 %
児童館・児童センター	2 , 3 2 2	1 9 . 7 %
学校敷地内専用施設	1 , 9 2 1	1 6 . 3 %
民家・アパート等	1 , 0 2 8	8 . 7 %
公的施設利用	9 5 7	8 . 1 %
公有地専用施設	8 1 5	6 . 9 %
保育所	6 6 8	5 . 6 %
民有地専用施設	5 7 9	4 . 9 %
幼稚園	1 9 7	1 . 7 %
団地集会室	1 2 9	1 . 1 %
その他	2 0 5	1 . 7 %

(資料 10)

民生委員・児童委員数県別一覧
(平成13年12月1日一斉改選時)

都道府県名	民生委員・ 児童委員定数	主任児童委員 定数(再掲)
北海道	9,268	827
青森県	3,559	315
岩手県	3,729	360
宮城県	2,899	234
秋田県	2,798	259
山形県	2,879	282
福島県	3,501	345
茨城県	5,138	326
栃木県	3,020	279
群馬県	4,014	346
埼玉県	9,995	772
千葉県	6,865	640
東京都	10,108	742
神奈川県	4,536	381
新潟県	3,973	347
富山县	1,887	187
石川県	1,899	208
福井県	1,793	135
山梨県	2,525	253
長野県	4,436	385
岐阜県	3,505	401
静岡県	4,945	404
愛知県	5,704	506
三重県	3,837	299
滋賀県	2,967	268
京都府	2,665	227
大阪府	7,591	211
兵庫県	6,637	338
奈良県	2,958	313
和歌山县	1,968	156
鳥取県	1,648	229
島根県	2,319	293
岡山县	3,271	339
広島県	3,415	286
山口県	3,731	374
徳島県	2,045	196
香川県	1,471	164
愛媛県	2,766	331
高知県	1,773	114
福岡県	4,572	428
佐賀県	2,117	219
長崎県	2,773	285
熊本県	2,808	253
大分県	2,147	219
宮崎県	2,014	187
鹿児島県	3,239	218
沖縄県	2,191	182
小計	175,899	15,063

指定都市・ 中核市名	民生委員・ 児童委員定数	主任児童委員 定数(再掲)
札幌市	2,613	193
仙台市	1,460	126
千葉市	1,335	142
横浜市	4,476	487
川崎市	1,626	130
名古屋市	3,847	520
京都	2,696	396
大阪市	4,107	616
神戸市	2,470	334
広島市	1,898	187
北九州市	1,398	157
福冈市	2,043	140
旭川市	740	62
秋田市	609	72
郡山市	594	69
いわき市	633	70
宇都宮市	659	74
横須賀市	540	38
新潟市	880	102
長野市	700	65
富山市	637	98
金沢市	979	108
岐阜市	815	98
静岡市	750	70
浜松市	850	69
豊橋市	489	66
豊田市	406	40
堺市	962	18
姫路市	744	34
和歌山市	731	83
岡山市	1,042	132
福山市	680	54
高松市	656	68
松山市	867	69
高知市	669	51
長崎市	879	84
熊本市	1,245	102
大分市	695	84
宮崎市	512	38
鹿児島市	864	88
小計	50,796	5,434
合計	226,695	20,497